

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）抜粋

（常時監視）

第二十二條 都道府県知事<sup>※1</sup>は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四條第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

2 略

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四條第二項において同じ。）による大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

（公表）

第二十四條

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による大気の汚染の状況を公表しなければならない。

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）抜粋

（環境大臣が行う常時監視）

第十六条の六 法第二十二條第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度及び放射線を測定することにより行うものとする。

2 法第二十二條第三項の環境省令で定める放射性物質は、大気中の放射性物質とする。

（結果の公表）

第十八條の二

2 法第二十四條第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※1 政令指定都市の長等を含む（大気汚染防止法第三十一條による）。

大気汚染防止法による放射性物質常時監視対象地点一覧

No.	都道府県等	住所 / 地点	測定媒体			
			空間線量率	大気浮遊じん	降下物	
199	大阪府	大阪市 大阪府立公衆衛生研究所	○	○	○	
200		茨木市 茨木保健所	○			
201		寝屋川市 寝屋川保健所	○			
202		東大阪市 環境衛生検査センター	○			
203		富田林市 富田林保健所	○			
204		泉佐野市 泉佐野市立佐野中学校	○			
205	兵庫県	神戸市兵庫区 兵庫県健康生活科学研究所	○		○	
206		神戸市須磨区 兵庫県立工業技術センター		○		
207		豊岡市 豊岡健康福祉事務所		○		
208		尼崎市 尼崎総合庁舎	○			
209		姫路市 姫路総合庁舎	○			
210		豊岡市 豊岡総合庁舎	○			
211		丹波市 柏原総合庁舎	○			
212		洲本市 洲本総合庁舎	○			
213		奈良県	奈良市 奈良土木事務所	○		
214			奈良市 奈良県保健環境研究センター		○	○
215			大和高田市 奈良県高田土木事務所	○		
216			宇陀市 奈良県宇陀川浄化センター	○		
217	下市町 奈良県吉野保健所	○				
218	和歌山県	和歌山市 和歌山県環境衛生研究センター	○	○	○	
219		橋本市 伊都総合庁舎	○			
220		田辺市 西牟婁総合庁舎	○			
221		新宮市 東牟婁総合庁舎	○			
222	鳥取県	湯梨浜町 鳥取県衛生環境研究所	○	○	○	
223		琴浦町 赤碕ふれあい交流会館	○			
224		南部町 南部町法勝寺庁舎	○			
225		日野町 日野総合事務所	○			
226		大山町 大山町大山支所	○			
227		鳥取市 鳥取県庁	○			
228	島根県	隠岐郡隠岐の島町 隠岐国設酸性雨測定所	○	○	○	
229		益田市 蟠竜湖国設酸性雨測定所	○	○		
230		松江市 島根県保健環境科学研究所	○	○	○	
231		大田市 大田高校	○			
232		江津市 江津市分庁舎	○			
233		浜田市 浜田合同庁舎	○			
234		邑南町 邑南町役場	○			
235	岡山県	岡山市 岡山県環境保健センター	○	○	○	
236		笠岡市 笠岡小学校	○			
237		新見市 備中県民局新見地域事務所	○			
238		津山市 岡山県食肉衛生検査所	○			
239		和気町 備前県民局東備地域事務所	○			
240	広島県	広島市南区 広島県健康福祉センター	○			
241		広島市南区 広島県立総合技術研究所 保健環境センター		○	○	
242		廿日市市 西部厚生環境事務所	○			
243		東広島市 西部厚生環境事務所	○			
244		尾道市 東部厚生環境事務所	○			
245		三次市 北部厚生環境事務所	○			
246	山口県	山口市 山口県環境保健センター大歳庁舎	○	○	○	
247		岩国市 岩国健康福祉センター	○			
248		萩市 萩総合庁舎	○			
249		下関市 西部高等産業技術学校	○			
250		周防大島町 農林総合技術センター柑きつ振興センター	○			

## 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）抜粋

### （常時監視）

第十五条 都道府県知事<sup>※1</sup>は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

#### 2 略

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七条第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

### （公表）

#### 第十七条

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

## 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）抜粋

### （環境大臣が行う常時監視）

第十六条の六 法第十五条第三項の規定により環境大臣が行う常時監視は、放射性物質の濃度を測定することにより行うものとする。

2 法第十五条第三項の環境省令で定める放射性物質は、公共用水域の水中及び地下水中の放射性物質とする。

### （結果の公表）

#### 第十八条の二

2 法第十七条第一項の規定により環境大臣が行う放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※1 政令指定都市の長等を含む（水質汚濁防止法第二十八条による）。

水質汚濁防止法による放射性物質常時監視 対象地点一覧

						水質	塵質
45	富山県	河川	神通川	萩浦橋	富山市	○	○
46	石川県	河川	犀川	大桑橋	金沢市	○	○
47		河川	手取川	白山合口堰堤	白山市	○	○
48	福井県	河川	九頭竜川	布施田橋	福井市	○	○
49		河川	北川	高塚橋	小浜市	○	○
50	山梨県	河川	相模川	桂川橋	上野原市	○	○
51		河川	富士川	南部橋	南部町	○	○
52	長野県	河川	信濃川	大関橋	飯山市	○	○
53		河川	犀川	小市橋	長野市	○	○
54		河川	天竜川	つつじ橋	飯田市	○	○
55	岐阜県	河川	木曾川	東海大橋(成戸)	海津市	○	○
56		河川	長良川	東海大橋	海津市	○	○
57	静岡県	河川	狩野川	狩野川 黒瀬橋	沼津市	○	○
58		河川	大井川	大井川 富士見橋	焼津市/吉田町	○	○
59		河川	天竜川	天竜川 掛塚橋	磐田市/浜松市	○	○
60	愛知県	河川	庄内川	水分橋	名古屋市	○	○
61		河川	矢作川	岩津天神橋	岡崎市/豊田市	○	○
62		河川	豊川	江島橋	豊川市	○	○
63	三重県	河川	鈴鹿川	小倉橋	四日市市	○	○
64		河川	宮川	度会橋	伊勢市	○	○
65	滋賀県	河川	安曇川	常安橋	高島市	○	○
66		湖沼	琵琶湖	唐崎沖中央	—	○	○
67	京都府	河川	由良川	由良川橋	舞鶴市	○	○
68		河川	桂川	桂川三川合流前	大山崎町	○	○
69	大阪府	河川	猪名川	軍行橋	伊丹市(兵庫県)	○	○
70		河川	淀川	菅原城北大橋	大阪市	○	○
71		河川	石川	高橋	富田林市	○	○
72	兵庫県	河川	加古川	加古川橋	加古川市	○	○
73		河川	武庫川	百間樋	宝塚市	○	○
74		河川	円山川	上ノ郷橋	豊岡市	○	○
75	奈良県	河川	大和川	藤井	王寺町	○	○
76		河川	紀の川	御蔵橋	五條市	○	○
77	和歌山県	河川	紀の川	新六ヶ井堰	和歌山市	○	○
78		河川	熊野川	熊野大橋	新宮市	○	○
79	鳥取県	河川	千代川	行徳	鳥取市	○	○
80	島根県	河川	斐伊川	神立橋	出雲市	○	○
81		河川	江の川	桜江大橋	江津市	○	○
82	岡山県	河川	旭川	乙井手堰	岡山市	○	○
83		河川	高梁川	霞橋	倉敷市	○	○
84	広島県	河川	太田川	戸坂上水道取水口	広島市	○	○
85		河川	芦田川	小水呑橋	福山市	○	○
86	山口県	河川	錦川	市上水取水口	岩国市	○	○
87		河川	厚東川	末信橋	宇部市	○	○
88	徳島県	河川	吉野川	高瀬橋	石井町	○	○
89		河川	那賀川	那賀川橋	阿南市	○	○
90	香川県	河川	土器川	丸亀橋	丸亀市	○	○
91	愛媛県	河川	重信川	出合橋	松山市	○	○
92		河川	肱川	肱川橋	大洲市	○	○